

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで、建設業における土工としてダムの基礎工事における発破作業等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日付けで労働基準局長からじん肺管理区分「管理2、PR1」、じん肺の合併症「続発性気管支炎」の決定を受け、Aクリニック、B医院、C病院及びDクリニックにおいて療養を継続していた。

被災者は、嘔吐と食欲不振があったとして平成〇年〇月〇日にDクリニックに受診し「逆流性食道炎（出血性）」と診断され入院加療したところ、悪心、嘔吐及び食欲不振は消失したものの同月〇日に肺炎を発症し、同年〇月〇日に直接死因「肺炎による呼吸不全」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1)被災者の治療に当たったE医師は、被災者の死因とじん肺の関係等について、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「じん肺による続発性気管支炎の感染による増悪が進行して死に至ったもので、密接に関与している。つまり、続発性気管支炎の感染による増悪から肺炎を発症し、更に敗血症、DICによる多臓器不全（呼吸不全、腎不全、心不全）を引き起こし、不可逆的に進行して死に至ったもので、直接的に関与している。」旨述べている。また、被災者がり患していた「高血圧症、糖尿病、陳旧性心筋梗塞（平成〇年〇月急性心筋梗塞を発症）については、直接死因への関与は特にない。」とも述べている。

(2)これに対して、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「じん肺陰影は第1型であり、合併症（続発性気管支炎）も大きな変化なく推移しており、じん肺及びその合併症が急激に生命維持に危険を及ぼすような状態であったとは認められず、糖尿病、陳旧性心筋梗塞、アルツハイマー型認知症などの多様な余病によりADLが低下しているところに、肺炎を発症し呼吸不全を引き起こしたと考えられ、多少のじん肺の影響があったことは否定できないものの、じん肺と死亡との相当因果関係は認め難いものとする。」旨述べている。

(3)また、G医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定意見書において、要旨、「じん肺及びその合併症（続発性気管支炎）はおおむね安定して推移していたことから

すると、じん肺及びその合併症が有力な原因となって死亡に至ったとは認め難い。心筋梗塞の既往、心房伝導系障害の出現、アルツハイマー型認知症の既往、嚥下機能の消失、糖尿病の悪化が認められることからすると、肺炎は、誤嚥性肺炎の寄与が大であると考えの方が妥当である。また、平成〇年〇月〇日の急性呼吸不全は、心電図変化から虚血性心疾患が生じた可能性があり、それによる肺水腫や既存の誤嚥性肺炎の再燃が生じたのではないかと考えられる。以上より、じん肺及び法令の合併症と直接死因である『急性呼吸不全からの多臓器不全』との間には、相当因果関係は認めがたい。」との意見を述べている。

(4) 以上のとおり、E医師は、被災者の死亡原因たる「肺炎による呼吸不全」について、じん肺及び続発性気管支炎との因果関係を認めているものの、F医師及びG医師は、これを認めないとしている。当審査会において、各医証について精査した結果、胸部X線像及び肺機能検査等の所見並びに推移からみて、被災者のじん肺及びその合併症はおおむね安定して推移していたとするF医師及びG医師の意見は妥当であり、さらに、被災者の過去の胸部X線及び胸部CT像並びにこの間の診療録を通覧して判断された「肺炎は、誤嚥性肺炎の寄与が大である」とのG医師の鑑定意見は、被災者の死亡に至る経緯に鑑みると、最も説得的かつ合理的な論拠に基づいていると判断する。

以上のことから、当審査会は、被災者の死亡とじん肺及びその合併症との間には相当因果関係はないと判断する。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。